

(法人版) 事業承継税制の概要



WING税理士法人
WING Tax Accountant Corporation

税理士 宗像佑一郎

(法人版) 事業承継税制とは

会社の経営者や後継者にとって、事業承継のときにかかる税金は悩ましいものです。

ですが、事業承継税制をうまく活用することで、税金の支払いを先延ばしにしたり免税にすることができます。

事業承継税制には、「特例措置」と「一般措置」があります。

「特例措置」とは、デメリットもありますが、贈与税や相続税の「納税猶予」や「免除」の可能性が高いもの。

「一般措置」とは、要件が厳しく、「納税猶予」や「免除」の可能性が低いもの。

贈与税や相続税を「納税猶予」したり「免除」にするために、「特例措置」を適用しましょう。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年(2018年)4月1日から 平成35年(2023年)3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年(2018年)1月1日から 平成39年(2027年)12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

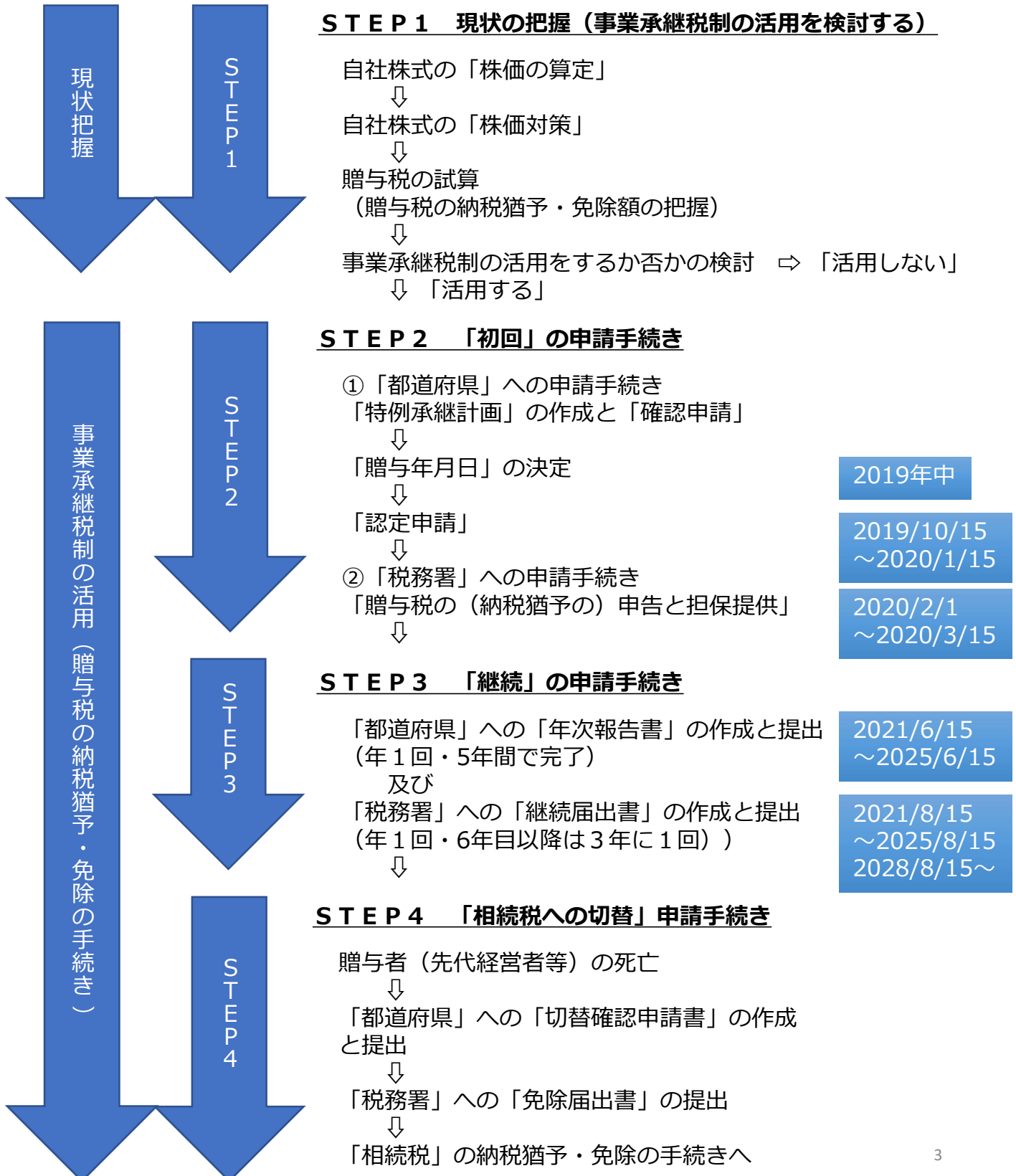
(国税庁のHPより)

また、事業承継税制の「手続き」は大きく分けて2種類あります。

1. 「贈与税」の納税猶予・免除の手続き
2. 「相続税」の納税猶予・免除の手続き

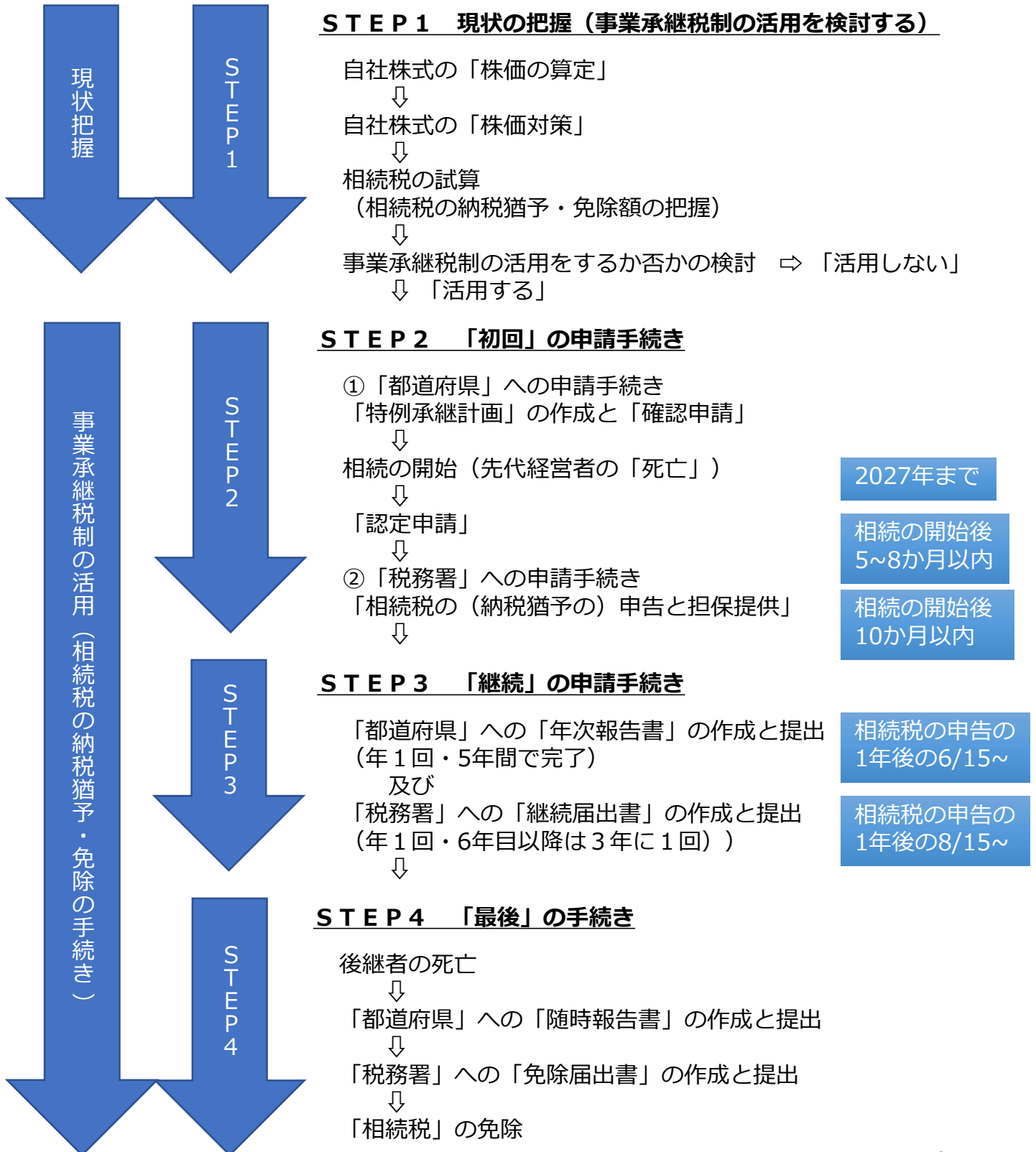
事業承継税制の活用フローチャート

1. 「贈与税」の納税猶予・免除



事業承継税制の活用フローチャート

2-1. 「相続税」の納税猶予・免除



事業承継税制の活用フローチャート

2-2. 「相続税」の納税猶予・免除

